



17新情個議第38号の2

平成18年2月3日

新宿区長 中山 弘子 殿

新宿区情報公開・個人情報保護審議会

会長 寄本 勝美

平成17年度第7回情報公開・個人情報保護審議会の
審議結果について（通知）

平成18年1月20日付け17新区区広報第3404号の2及び平成
18年2月2日付け17新区区広報第3478号で報告のあった事項に
ついて、審議の結果を下記のとおり通知します。

記

	報告事項	審議結果
1	回復支援家事援助サービス業務委託について	了承する。 ただし、提供情報の 回収を明確化するこ と。
2	高齢者緊急ショートステイ業務委託について	了承する。 ただし、提供情報の 回収を明確化するこ と。
3	地域包括支援センター設置に伴うケアマネジ メント支援の業務委託について	了承する。 ただし、審議会での 議論を踏まえた運営 に努めること。
4	地域包括支援センター設置に伴う相談及び申 請受付に関する業務委託について	了承する。
5	東京都国民健康保険団体連合会との共同処理 委託の変更について	了承する。
6	要介護認定申請受付業務委託に伴う介護保険 認定個人情報項目の提供について	了承する。
7	新宿区立保育園における保育士派遣委託につ いて	了承する。



情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	地域包括支援センター設置に伴うケアマネジメント支援の業務委託について
----	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠 (該当するものの◇を◆に塗りつぶしてください。)

【諮問】

- ◇第5条第2項第6号 (本人外収集)
- ◇第11条第2項第5号 (目的外利用)
- ◇第12条第2項第4号 (外部提供)
- ◇第16条第1項本文 (電子計算機による個人情報の処理開発、変更)
- ◇第17条第1項第4号 (電子計算機の外部結合)
- ◇審議会条例第2条第1項第2号 (情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項)

【事前報告】

- ◆第14条第1項 (個人情報の電子計算機処理の委託、電磁的媒体の提供を伴う委託、重要な個人情報の提供等を伴う委託、指定管理者に公の施設の管理を行わせる)

【事後報告】

- ◇第11条第5項 (緊急の理由に基づき目的外利用したとき)
- ◇第12条第5項 (緊急の理由に基づき外部提供したとき)
- ◇第14条第1項 (上記以外の委託)
- ◇第16条第2項 (法令の定め又は緊急の理由に基づき電子計算機処理をしたとき)
- ◇第17条第4項 (法令の定め又は緊急の理由に基づき電子計算機の外部結合をしたとき)

(担当部課: 高齢者サービス課)

担当 高齢者相談係 結城 内線 (3844)

◆1. 重要な個人情報の提供を伴う委託等(第14条第1項)…事前報告

◆2. 個人情報の電子計算機による処理の委託等(第14条第1項)…事前報告

◆3. その他の委託(第14条第1項)…事後報告

件名 地域包括支援センター設置に伴うケアマネジメント支援の業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課	高齢者サービス課	委託先	地域包括支援センターの委託予定法人 (別紙1参照)
登録業務の名称	介護保険ケアマネジメント		電磁的媒体 (ケアマネジメント支援システム用パソコン)
情報はどのような媒体に記録されているか	電磁的媒体(介護保険ケアマネジメント支援システム用サーバー)	情報はどのような媒体で提供するのか、取替わせるのか	電磁的媒体 (ケアマネジメント支援システム用パソコン)
保有する情報項目	<p>利用者の 被保険者番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、疾病(第2号被保険者)、認定調査結果、利用者負担減免率、食事負担減免金額、性別、資格取得日、資格喪失日、要介護状態区分、認定日、認定有効期間(開始・終了)、サービス種類、利用サービスコード、居宅介護支援事業所番号、主治医氏名、利用医療機関名、利用限度額、公費負担番号、公費受給者番号、サービス提供年月</p> <p><u>新たに介護予防関連の情報追加</u> 担当介護支援専門員番号、ケアプラン目標達成情報、社会福祉法人軽減情報、介護予防サービス事業所番号、介護予防支援事業所番号、地域密着サービス事業所番号</p>	保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	<p>利用者の 被保険者番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、疾病(第2号被保険者)、認定調査結果、利用者負担減免率、食事負担減免金額、性別、資格取得日、資格喪失日、要介護状態区分、認定日、認定有効期間(開始・終了)、サービス種類、利用サービスコード、居宅介護支援事業所番号、主治医氏名、利用医療機関名、利用限度額、公費負担番号、公費受給者番号、サービス提供年月</p> <p><u>新たに介護予防関連の情報追加</u> 担当介護支援専門員番号、ケアプラン目標達成情報、社会福祉法人軽減情報、介護予防サービス事業所番号、介護予防支援事業所番号、地域密着サービス事業所番号</p>
委託の理由	介護保険法改正により介護予防ケアマネジメントの対象者である高齢者(特定高齢者、要支援1要支援2)を対象に、地域包括支援センターにケアマネジメント業務を委託するため		
委託内容	介護予防ケアマネジメント業務。ただし、利用者の意向によって地域包括支援センターの委託予定法人が、居宅介護支援事業所へそれらの一部を再委託する場合がある。再委託する一部とは、利用者の生活実態把握、サービス計画書の原案づくり、サービス提供後の観察、サービス提供事業者との連絡・調整、介護予防マネジメントに関する訪問活動である。		
委託の開始時期及び期限	平成18年4月		
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>契約書の特記事項(別紙4を参照、再委託禁止項目を除く)に従い個人情報保護対策を徹底させる。また、以下のように対策を講じる。</p> <p>①システム専用のサーバーにデータを記録・保存する。</p> <p>②使用できる職員のみパスワードを与える。</p> <p>③ユーザによるアクセス記録が確認できるようになっている。</p> <p>④地域包括支援センター職員に定期的な個人情報に関する研修会を開催する。</p> <p>⑤地域包括支援センターと居宅介護支援事業所とが明確に分離するような環境整備を徹底する。</p>	受託事業者としての情報保護対策	法人として個人情報保護に関する規定を設け、職員に徹底している。
	再委託先(居宅介護支援事業所)への個人情報保護対策	<p>①委託先の地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と契約する際には、契約書の特記事項を盛り込む。</p> <p>②法人として個人情報保護に関する規定を設け、職員に徹底する。</p>	

新宿区地域包括支援センター設置の概要

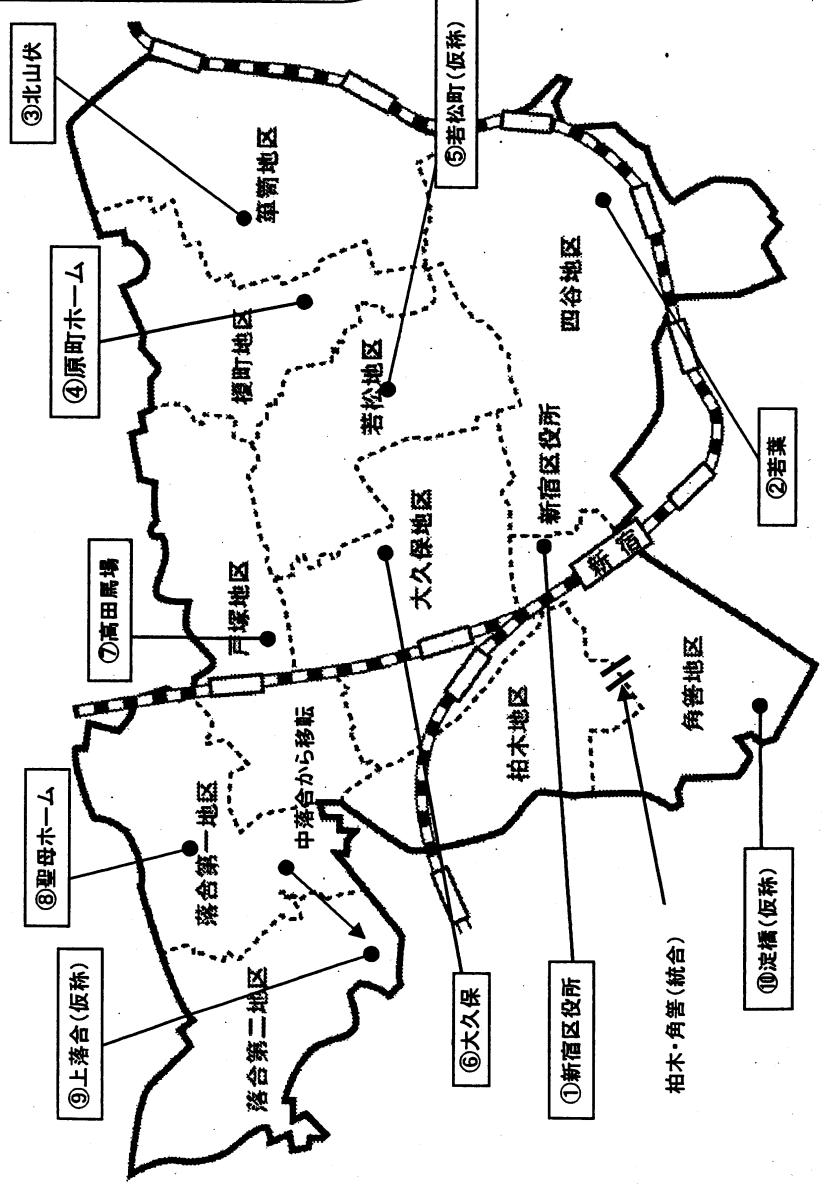
1 相談圏域の設定について

18年度から設置する地域包括支援センターの相談圏域を、特別出張所管轄区域を基本にして設定します。
 区内に最も分かりやすく、馴染みがある区域であること、また、民生委員の管轄区域が19年度から特別出張所管轄区域に変更することから、改めて相談圏域を設定するものです。

2 地域包括支援センターの設置

現在ある在宅介護支援センターを地域包括支援センターへ転換することが基本ですが、相談圏域を特別出張所管轄区域にする中で生じる「未設置区域」や「高齢者人口不均衡区域」については、以下のように配置換え、統廃合します。(地図、表参照)
 (1) 落合第二地区に新宿区上落合地域包括支援センター(仮称)を新たに設置します。
 (2) 柏木地区と角管地区を統合し、新宿区淀橋地域包括支援センター(仮称)を新たに

※特別出張所管轄区域を基本に相談圏域を設定し、合計10箇所を設定し、区設置:1箇所、委託設置:9箇所



3 地域包括支援センターの機能

- (1) 総合相談・支援
 介護、介護予防に関する相談。また、地域における保健医療情報や権利擁護・虐待防止に関する相談、情報提供等
- (2) 包括的・継続的マネジメント
 困難事例等に関するケアマネジャーへの支援等
- (3) 介護予防ケアマネジメント
 新介護予防対象者及び地域支援事業対象者への介護予防マネジメント等
- (4) 権利擁護・虐待防止・早期発見
 成年後見人制度・措置の活用等

4 区直営の地域包括支援センターの機能

高齢者相談係

地域包括支援センターの業務の内、(1)総合相談・支援(2)ケアマネ支援(3)権利擁護・虐待防止・早期発見の3つの業務を主に所掌し、委託設置9箇所の地域包括支援センターを統括・調整する機能を有します。また、各相談圏域毎に担当者を置き、各センターの職員と一体的に業務を遂行していきます。

介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントを主に所掌します。新予防給付・地域支援事業の予防プランの作成、プラン作成を委託した場合作成のチェック等を行います。また、相談係と同様に各相談圏域毎に担当者を置きます。

名称	設置場所	委託予定法人名	相談圏域
① 新宿区役所	歌舞伎町1-4-1	新宿区	区役所担当地区
② 若葉	若葉3-6	(社福)新宿区社会福祉事業団	四谷地区
③ 北山伏	北山伏2-12	(社福)アゼリヤ会	算笥地区
④ 原町ホーム	原町3-8	(社福)同胞援護会	檀町地区
⑤ 若松町(仮称)	若松町25-19	(株)ジャパン・ケア	若松地区
⑥ 大久保	大久保2-2-18	(株)大起エンゼルヘル	大久保地区
⑦ 高田馬場	高田馬場1-29-20	(株)ニチイ学館	戸塚地区
⑧ 聖母ホーム	中落合2-5-21	(社福)聖母会	落合第一地区
⑨ 上落合(仮称)	上落合2-22-11	(株)やさしい手	落合第二地区
⑩ 淀橋(仮称)	西新宿4-4-15	(社福)新宿区社会福祉事業団	柏木・角管地区